

青少年育成さいたま市民会議表彰要領

1 趣 旨

地域における校外活動を中心として、青少年の非行防止、健全育成に貢献した青少年関係団体および個人の業績、または善行青少年を表彰し、今後における青少年健全育成活動の振興を図る。

2 表彰の種類と内容

表彰の対象および内容は次のとおりとする。

表彰の種類	条件	推薦者（被推薦数）	表彰者名
団体表彰	10年以上継続	・地区会長 ・関係諸団体の長 (ともに1団体)	①さいたま市長 ②青少年育成さいたま市民会議会長
個人表彰 (感謝状) ※定期総会で授与	前年度常任理事・地区会長 ※現在は退任	推薦不要 ※事務局で確認	①さいたま市長 ②青少年育成さいたま市民会議会長
個人表彰 (20年功労)	20年以上継続 ※現役会長を除く	・地区会長 ・関係諸団体の長 (ともに1名)	①さいたま市長 ②青少年育成さいたま市民会議会長
個人表彰 (10年功労)	10年以上継続 ※現役会長を除く	5年・10年を併せて ・地区会長 (4名以内)	①さいたま市長 ②青少年育成さいたま市民会議会長
個人表彰 (5年功労)	5年以上継続 ※現役会長を除く	・関係諸団体の長 (2名以内)	①さいたま市長 ②青少年育成さいたま市民会議会長
善行青少年表彰	学校の管理下外で3年以上継続して特に顕著な善行を行った者 ※概ね20歳まで	・地区会長 ・関係諸団体の長 ・校長 (ともに1名、または1グループ)	①さいたま市長 ②さいたま市教育委員会教育長 ③青少年育成さいたま市民会議会長
特別表彰	<青少年> 学校の管理下外において、人命救助等で特に顕著な行為を行った者 <青少年以外> 所属団体において特に顕著な活動を行った者	・地区会長 ・関係団体の長 ・校長 (特に制限はなし)	①さいたま市長 ②さいたま市教育委員会教育長 ③青少年育成さいたま市民会議会長

* 「善行青少年表彰」、「特別表彰」は、市内在住者とする。

*一度受けた表彰を再度受けることはできない。

3 選 考

選考は、青少年育成さいたま市民会議の常任理事を中心として構成する表彰選考委員会で行う。

4 方 法

表彰は、「さいたま市青少年育成推進大会」の席上において、表彰状の授与をもって行うものとする。被表彰者には、表彰状を贈呈する。ただし、常任理事・地区会長の退任者については、定期総会で感謝状を贈呈する。

5 その他の

この要領に定めないものについては、青少年育成さいたま市民会議常任理事会に諮り、別途施行細則を設ける。

<表彰施行細則>

1 団体表彰の対象

- ①団体表彰の対象として推薦できるのは各推薦者1団体のみとする。
- ②関係諸団体による推薦は、当該団体の構成団体を推薦することは構わないが、当該団体自身を推薦することはできない。
- ③金管バンドなど学校のクラブ活動の一環として活動している団体については、表彰は妥当ではない。

④既に表彰を受けている団体は、対象とならない。

2 個人表彰の対象

- ①5年表彰は活動年数が5～9年の者、10年表彰は10年以上の者、20年表彰は20年以上の者を対象とする。また、上位の表彰を受けた方は、下位の表彰を受けることはできない（例：20年表彰の後に10年表彰は不可）。
 - ②10年表彰は、過去に5年表彰を受けていなくても推薦することができる。
 - ③10年表彰は、5年表彰の2年後以降からの推薦とする。20年表彰は10年表彰の2年後以降からの推薦とする。（丸2年が経過するまで個人表彰としない）
 - ④推薦者自身の表彰を推薦することは妥当ではない。
 - ⑤公務員等の職務としての活動は表彰の対象とならない。
- ⑥10年表彰は、過去において10年表彰を受けた方は対象とならない。**
- ⑦5年表彰は、過去において個人表彰を受けた方は対象とならない。**
- ⑧被表彰者は、推薦団体の所管する範囲内で活動するものとする。

3 被推薦者の人数

- ①5年表彰および10年表彰は、両表彰併せて地区会は4名以内、関係諸団体は2名以内とする。
- ②団体表彰や善行表彰の対象がなくても個人表彰に振り替えることはできない。

4 地区会長退任表彰の扱い

- ①地区会長退任については、特に推薦を要しない。
- ②市民会議の常任理事を先に退任等により、感謝状を受け、その後、地区会長を退任されても、別件であるため退任感謝状を贈る。また、退任後において、会長が役員として、地区的活動を存続した場合、個人表彰の対象となる。
- ③関係諸団体の会長の退任等においては、特段の表彰制度は用意しない。諸団体による個人表彰の推薦をもって、これに代える。

5 活動年数の計算

- ①活動年数は、大会開催年度から活動開始年度を減算したものとする。
- ②活動開始については、会長が記入した活動年数、実績等により判断とする。

6 その他

- ①活動状況記載内容を明確にし、推薦書に具体的に記入する。
- ②推薦者は会長及び関係団体の長、校長とする。
- ③善行青少年表彰は、学校の管理下外で3年以上にわたり継続して特に顕著な善行を行っていることを条件とし、対象は概ね20歳までの青少年とする。提出された推薦書を基に、表彰選考委員会で協議の上、決定する。
- ④青少年に対する特別表彰は、人命救助の他、防火・防犯・事故防止等の顕著な行為、並びに地震や風水害等の自然災害や人為災害発生時における顕著な行為を含み、提出された推薦書を基に、表彰選考委員会で協議の上、決定する。